

2019年12月3日

受益者の皆様へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

**「パインブリッジ US 優先 REIT ファンド 2016-11 <為替ヘッジあり>
(愛称：グレート・シティ 16-11)」繰上償還のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「パインブリッジ US 優先 REIT ファンド 2016-11 <為替ヘッジあり> (愛称：グレート・シティ 16-11)」(以下、「当ファンド」といいます。)の基準価額が、2019年12月2日現在で10,162円となり、信託約款に定められた繰上償還を行う条件である「2019年12月2日以降に基準価額(支払済の収益分配金を含みません。)が10,000円以上」に到達しました。

つきましては、信託約款の規定にしたがい、2019年12月30日に償還することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、10,000円は当ファンドの償還を決定するための水準であり、組入有価証券の売却コストや市況動向等によっては、当ファンドの基準価額が影響を受けるため、ファンドの基準価額が10,000円以上であることを保証するものではありません。また、ファンドの償還価額が10,000円を上回ることを示唆または保証するものではありません。

当ファンドはこれまで同様、通常通りに換金を行うことが可能です。ただし、償還前にご換金される場合には、信託財産留保額として、ご換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額が差し引かれますのでご注意ください。

敬具

【本件に関するお問合せ】

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 電話番号 03-5208-5858

(受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで)